

3時間目の講義（道徳）：『漁港での焚き火』①

『とかち遊漁塾』塾長の『釣沢 遊吉（つりざわ ゆうきち）』である！



あーあーあーっ。良太のお陰ですっかり声がかれてしまったわい！ノドも渴いたのでお茶の時間とするかのー。やはり冬場の熱いお茶は格別じゃからな～。

ズズズー。あー心も体も暖まるのー。落ち着いたところでお茶を飲みながら「道徳」の話しを始めるとするか。

「体が暖まる」と言えば、漁港に釣りに行くと岸壁や防波堤の上で焚き火で暖をとっている遊漁者やあちこちらのコンクリートやアスファルトの上に焼け焦げた焚き火の跡などを見かけることがあるが、あれもどうしたものかの・・・

冬場や夜間の釣りは、寒風にさらされて大変寒いことは判るが、コンクリートやアスファルトの上で焚き火をすると熱で劣化し脆くなったり溶けたりするため、状況によっては表面が剥がれて段差ができたり、砕けて穴が空いてしまったりすることもあるのじゃ。

この段差や穴に遊漁者や漁業者がつかずいて、転倒して怪我をしたり、海中に転落するおそれもあり、特に早朝や夕方の薄暗い時間帯は足下が見えにくいいため本当に危険じゃ。

このほか、漁船や漁具などが置いてある船揚場でも焚き火の跡を見られることがあるが、漁船の多くは強化プラスチック製の船体で木製やプラスチック製の部品も多く使われており、漁網などの漁具類もナイロン製やプラスチック製で可燃性が高い物が多いことから、船揚場周辺で焚き火をすること自体が大変危険な行為なのじゃ。

しかも一部の心ない遊漁者の中には、木製の船体の部品やプラスチック製の漁具の一部を壊して焚き付け代わりに燃やしてしまう始末じゃ・・・

● 1時間目の講義（法規） ● 2時間目の講義（倫理） ● 3時間目の講義（道徳） ● 下校時間

◆ WANTED ◆ ルール&マナー ◆ 水産課ホームページ

3時間目の講義（道徳）：『漁港での焚き火』②

漁業者の大切な財産であり商売道具でもある漁船や漁具を危険にさらし、自らが暖まるためだけを目的に他人の所有物を無断で壊し燃やしてしまうことに、この者達は何も感じないのであろうか・・・

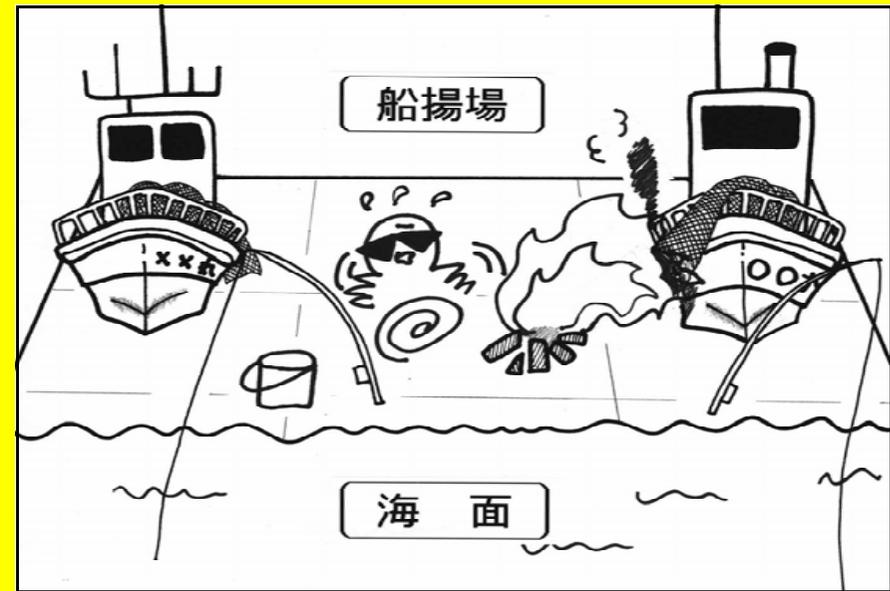
漁港の岸壁・防波堤・道路などの施設を「損傷又は汚損」（傷つけたり汚したり行為）する行為や漁業者の財産である漁船・漁具などを無断で燃やしてしまう行為などは、関係する法令上では罰することはできるかもしれん。

じゃが、本来これらの行為自体を法律に触れるか否かで判断するような問題として果たして論じて良いものか・・・もっと根本的で、もっと常識的な話しではなからうかの・・・

ふう～、何やら取り止めのない話しになってしまったな・・・さて、これでお茶の時間と『漁港での焚き火』の話しは終わりとするかの。



【防波堤のコンクリートの上での焚き火の様子】



【可燃物が多い船揚場周辺での焚き火は大変危険!】